

福谷区民会館の使用に関する規程

この規程は平成15年10月1日から施行する。

この規程は平成28年8月1日から施行する。

福谷区民会館の使用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福谷区民会館（以下「区民会館」という）の使用・管理に必要な事項を定める。

(使用の手続き)

第2条 区民会館の施設及び付属設備（以下「施設等」という）を使用しようとするときは、別紙の許可願（様式1号）により区長の許可を得なければならない。

2 区長は、前項の規定により提出された許可願を審査して、支障がないと認めたときは、許可証（様式2号）を当該者に交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、別表1の団体は、口頭等により使用許可を求めることができる。この場合許可証の交付は省略できる。

(使用の不許可)

第3条 区長は、次の各号の一つに該当するときは区民会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 区民会館の管理上支障があるとき。
- (3) その他区民会館を使用することが適当でないとき。
- (4) 営利を目的として使用するとき。

(使用の制限)

第4条 区民会館の施設等の使用が、次の各号の一つに該当すると区長が認めるときは、その許可を取り消し又は使用を制限することができる。

- (1) 法令の規定に反して使用しようとしたとき、又は使用したとき。
- (2) 使用の手続きに違反をしたとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して係員の指示に従わなかったとき、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

2 福谷行政区事業等で特別な事由が生じたときは、区長は使用の停止を命じることができる。

(休館日)

第5条 区民会館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 1月2日から1月4日、及び12月28日から12月31日。
- (4) その他区長が必要と認めた日。

(使用時間)

第6条 区民会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、区長が必要であると認めるときはこれを変更することができる。

(使用料)

第7条 第2条第2項の許可を受けた者は、使用の前日までに、別表2に定める額の使用料金を納めなければならない。ただし、別表1の団体の主催行事、及び区長がやむを得ないと認めたときは、これを免除することができる。

2 使用日が、6月1日から9月30日の間、12月1日から3月31日の間は、別途冷暖房費を徴収する。料金は使用料金の2割とする。ただし、区長がやむを得ないと認めたときは、これを免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、自己の責に帰さない事由の場合と、区長が特別な事情があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用後の義務)

第9条 利用者は、区民会館の使用を終えたときは、すみやかに施設を掃除するとともに、設備又は備品を使用する前の状態に戻さなければならない。また、使用報告書(様式3号)を提出しなければならない。

(施設等の損傷又は亡失の届出等)

第10条 利用者は、区民会館の施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、区長が認めたときはこの限りではない。

(使用登録団体の登録)

第11条 年間をとおして区民会館を使用する団体は、事前に登録団体(様式4号)の申請することができる。区長の許可が得られた場合は、毎回の使用許可願(様式1号)を略すことができる。ただし、使用報告書は提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、その他の必要な事項は、区長が福谷区議会において別に定める。

附 則

この規程は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年8月1日から施行する。(平成28年7月第3回区議員会)

別表 1（第 2 条、第 7 条関係） **使用料金を免除される団体**

団 体 等 の 名 称
福谷行政区、福谷行政区の各組、 福谷土地改良区、福谷消防分団、福谷行政区女性部、福谷子育てクラブ、福谷子ども会、福谷ジュニアクラブ、福谷老人クラブ、その他福谷区が設置した団体等 北部地区コミュニティ連絡協議会、北部小学校 P T A、三好北中学校 P T A(追加)

別表 2（第 7 条関係） **使用料金** (単位＝円)

区 分 (名称) 時 間	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
花水木 (200 人)	6,000	8,000	10,000	20,000
桜 (50 人)	4,000	4,000	6,000	10,000
皐月 (20 人)	4,000	4,000	6,000	10,000
楓 (12 人)	2,000	4,000	6,000	10,000
備考 使用日が、6月1日から9月30日、12月1日から3月31日の場合は、別途冷暖房費を徴収する。料金は使用料の2割とする。ただし、区長がやむを得ないと認めるときは、これを免除することができる。				

様式1号

福谷区民会館 使用許可願

平成 年 月 日

福谷自治区 区長様

申請者（代表者）氏名 _____ 団体名 _____

住所 _____

電話 _____ 携帯 _____

使用日時	平成 年 月 日 () 時 ~ 時
使用目的	
使用する施設	桜 皐月 楓 花水木 ホール
使用する備品	無・有 ()
使用予定人数	大人 名 小人 名 区域外 (大人 名 小人 名)
鍵の貸出	無・有 (貸出日 月 日 返却日 月 日)
冷暖房の使用	無・有 (冷房・暖房・床暖房 時 ~ 時)
使用料	※区民会館が記入 無料・有料 (円)

※ 空調設備は、6月1日から9月30日は冷房、12月1日から3月31日は暖房
運転になります。節電のため床暖房は30分前に切ってください。

施設の使用について

- 施設内はすべて禁煙です。(事務所前に喫煙場所があります。)
- 使用した備品は使用前の状態にもどし、清掃しゴミはすべて持ち帰ってください。
- ホール以外での飲食はできません。
- 小学生以下のお子さんの使用は、保護者の付き添いが必要です。
- 中学生だけの使用は、保護者の同意書が必要です。

様式2号

使用許可証

許可 No.

使用団体	
使用日時	平成 年 月 日 () 時 ~ 時
使用する施設	桜 皐月 楓 花水木 ホール

上記のとおり、福谷区民会館の使用を許可します。

平成 年 月 日

福谷区長



施設の使用について

- 施設内はすべて禁煙です。
- 使用した備品は使用前の状態にもどして清掃し、ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ホール以外での飲食はできません。
- 使用後は、使用報告書を提出してください。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

様式3号

福谷区民会館 使用報告書

平成 年 月 日

下記のとおり使用しました

代表者名	点検した後、口に✓をしてください。
	<input type="checkbox"/> ・机、いすの現状復帰
団体名	<input type="checkbox"/> ・ゴミ等の方付け
	<input type="checkbox"/> ・冷暖房のスイッチ止め
使用した部屋 桜 皐月 楓 花水木 ホール その他 ()	<input type="checkbox"/> ・使用備品の整理
	<input type="checkbox"/> ・窓の施錠、カーテン閉め
	<input type="checkbox"/> ・消 灯
	<input type="checkbox"/> ・スリッパの整頓
使用人数 名	<input type="checkbox"/> ・入口の施錠 (2か所、左右 前後)
使用した備品等	<input type="checkbox"/> ・使用報告書の提出
玄関施錠時刻	(午前・午後) 時 分

※ 返却袋 (ビニル製) に入れ、事務所ポストに投函してください。

※ 鍵の返却 (有 ・ 無)。有る場合は報告書と一緒に袋に入れてください。

様式4号

登録団体申請書

平成 年 月 日

団体名	
代表者名	
活動の内容	

	会員名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			